

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。第9条において「法」という。）第292条において準用する第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、10人とする。

2 議長は、傍聴席の管理上の都合その他の理由により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入場できない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に定める者のほか、会議を妨げ、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 携帯している電子機器類等から音を発生させないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の制限)

第7条 傍聴人は、傍聴席において撮影、録音その他これらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を受けなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 法第292条において準用する第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人が、この規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月14日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。